

總務環境委員會
說明資料

平成29年3月21日
總務關係

目 次

頁

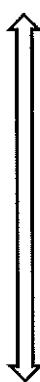
1	社会保障・税番号制度における情報連携等のスケジュールの変更について	1
2	限定条例の整備に係るスケジュールについて	2
3	限定条例の周知について	3

1 社会保障・税番号制度における情報連携等のスケジュールの変更について

年 月	旧スケジュール	新スケジュール
平成29年 7月	情報連携の運用開始 ・システムによる情報連携 (添付書類省略) マイナポータルの運用開始	情報連携の試行運用開始 ・システムによる情報連携 ・従来通り添付書類が必要 マイナポータルの試行運用開始
10月		情報連携の本格運用開始 (添付書類省略) マイナポータルの本格運用開始

(注) マイナポータル：自身の個人情報や情報連携の記録を確認すること等ができる国のウェブサイト

2 限定条例の整備に係るスケジュールについて

時 期	平成 28 年度制定	平成 29 年度制定
平成 28 年度	限定条例の議決 個人情報保護委員会へ 申出	
平成 29 年度		<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">7月 情報連携の試行運用開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">10月 情報連携の本格運用開始</div> </div>  <p>限定条例の 議決 個人情報保 護委員会へ 申出</p>
平成 30 年度	情報提供の限定開始	
平成 31 年度		情報提供の限定開始

3 限定条例の周知について

時 期	周知内容
条例制定後	<p>【市公式ウェブサイト、広報なごや】</p> <ul style="list-style-type: none">・限定条例の概要 <p>【他の地方公共団体】</p> <ul style="list-style-type: none">・限定開始予定時期・限定条例の内容
限定開始前	<p>【市公式ウェブサイト、広報なごや、区役所】</p> <ul style="list-style-type: none">・市外転出者に対し本市が限定条例を施行することにより、新たに添付書類が必要になる場合があること <p>【他の地方公共団体】</p> <ul style="list-style-type: none">・限定開始時期・限定開始に伴う対応
限定開始後	<p>【市公式ウェブサイト、区役所】</p> <ul style="list-style-type: none">・市外転出者に対し本市が限定条例を制定していることにより、添付書類が必要になる場合があること

